

## 研究ノート

# ウィリアム・カンスラー論・序論 — 権力に最も憎まれた弁護士 William M. Kunstler —

大山盛義

## はじめに

以下で挙げるのは、弁護士ウィリアム・カンスラー<sup>(1)</sup> (William Moses. Kunstler, 1919-1995) が弁護活動を行った人々の一部である。

公民権運動の活動家達、マーティン・ルーサー・キング牧師（1960年代前半から中頃）、ベトナム反戦活動家達（1960年代後半から70年代中頃）、1968年シカゴ暴動で共謀罪に問われた「シカゴ・セブン」（1969年）、合州国政府との闘争で逮捕されたブラックパンサー（黒豹党）やAIM（アメリカ・インディアン運動）の活動家達（1970年代）、ケネディ大統領の射殺犯オズワルドを射殺した（1963年）犯人ジャック・ルビー、米国史上最悪の刑務所暴動と言われ36名の死者を出したアッティカ刑務所暴動（1971年）で罪を問われた囚人達、ニューヨーク市の警察官6人を射殺した被告人（1986年）、米国で最も有名な強姦事件「セントラルパーク・ジョガー・

---

(1) ウィリアム・カンスラーに関する本研究ノートは、William M.Kunstler with Shelila Isenberg “My Life As A Radical Lawyer” 1996. Carol Publishing Group Editon (以下、カンスラー『自伝』とする) を基に書き記した。なおカンスラーの死後、David J.Langum “WILLIAM M.KUNSTLER The Most Hated Lawyer in America” 1999. New York University Press. (以下、ランガム『カンスラー評伝』とする) が出版されている。同書は、リバータリアンを自称する、サンフォード大学法学部教授（1999年当時）デヴィッド・ランガムによる「カンスラー論」である。当然カンスラー『自伝』とこのランガム『カンスラー評伝』では事実関係などで異なる点が多くあるが、今回はカンスラー『自伝』を基本に、その都度ランガム『カンスラー評伝』を参照した。なお、本研究ノートの副題はランガム『カンスラー評伝』の副題を意訳したものである。

なお、Kunstlerを日本語では「クンスラー」と表記するものがある（アーサー・キノイ Arthur Kinoy [菅野昭夫訳] 『試練にたつ権利 ある民衆の弁護士の物語』〔原題、Right on Trial〕〔1991年、日本評論社〕及びフィリップ・S・フォナー Philip S. Foner [小田実監訳] 『新装版 ブラックパンサー』〔原題、The Black Panthers Speak〕〔1996年、河出書房新社〕など。なお、トム・ヘイドン Tom Hayden [宮原安春・梅谷昇訳] 『叛裁判』〔原題、Trial〕〔1971年、都市出版社〕19頁等では、「クンストラー」となっている）。特に日本語表記で定まったものは無いようである。

レイプ」(1988年)の加害者、星条旗焼却事件の被告人(1988年)、殺人と恐喝で裁判にかけられた有名なマフィアのボス(1992年)、世界貿易センタービル爆破事件(1993年)のイスラム原理主義組織の被告人。

かつてカンスラーと共同で弁護士事務所を開設し、その著書『試練に立つ権利』の邦訳版も出版されている弁護士のアーサー・キノイは次のように述べる。

「思い起こしてみると、この国では独立戦争の時代から、歴史上のあらゆる事件を通して、弁護士のなかのひとつのグループは、貴族制や富や特権に守られた権力よりも、資本家と闘う労働者、富める者に対決する貧しき人々、白人の権力に対決する黒人、そして他の抑圧された人々との連帯の道を選択しつづけてきた。」<sup>(2)</sup>

アメリカ合州国でこのような「連帯の道」を選択してきた弁護士のうち、ウィリアム・カンスラーは1960年代から90年代にかけて活動してきた弁護士で、最も著名な弁護士であったといえるだろう<sup>(3)</sup>。

(2) キノイ・前掲書『試練に立つ権利』40-41頁。この本の著者アーサー・キノイはウィリアム・カンスラーとコロンビア大学ロー・スクールではクラス・メイトでもあった(キノイ・同書185頁)。

(3) 筆者が、ウィリアム・カンスラーの名前を知るきっかけとなったのは、1988年4月12日、米国で日本人が爆発物所持罪などの容疑で逮捕されたとのテレビニュースの中で「著名なカンスラー弁護士が弁護人としてついた」云々というのが最初であった(2007年4月19日のニュースは、米で日本赤軍のメンバーと目され爆発物所持罪などの罪で逮捕された当事者が刑期を終え、偽造した国際運転免許証を使用したとして、成田空港で偽造有印公文書行使罪で逮捕されたと伝えていた)。

次に、カンスラーの名前が私の耳に入ってきたのは1990年代前半だったと記憶している。

たまたま眺めていたNHK教育テレビの「英会話」か何かの番組であった。今となってはその内容をほとんど覚えていないが、その番組の中でカンスラーへのインタビューが放送されており、カンスラーという人物がアメリカ合州国のいわゆる「反体制」的な弁護士であることは理解できた。

時期が相前後するかも知れないが、黒人の映画監督スパイク・リーが作った映画「マルコムX」(1992年)においても、私はウィリアム・カンスラーを目撃する。この映画でカンスラーは、チンピラであった若き日のマルコムX(当時は「レッド」と呼ばれていた)を刑務所へ送る、差別主義者の判事としての役を演じている。

マルコムXが仲間の黒人男性と白人女性2名の計4名で窃盗をはたらき逮捕された際のことをマルコムXは『自伝』において次のように記している。「民生委員がわれわれに働きかけてきた。黒人と結託した白人女性というのが、連中の気がかりの中心だった。女たちがいわゆる“売春婦”“クズ”ではなく、裕福な中産階級の上層に属する白人だったことが、民生委員や法曹界の有力者たちをなにより困惑させた。いつ、どこで、どのようにして私が彼女たちと出会ったのか。いっしょに寝たのか。窃盗行為については、だれもなにも知りたがらなかった。彼らの頭にあったのは、われわれが白人男性の女を盗ったという、そのことだ

本研究ノートでは「ボサボサの長い髪、広い額に眼鏡をずらしあげて、しわくちゃのスーツ、深くて浪々とした声で権威やシステムを非難しはするが、実際には個人的な魅力がにじみ出でていて、まるで何かの役を演じている役者の様であった」<sup>(4)</sup> ウィリアム・カансラーの弁護士として生き方のごく一部を紹介する。

## I 弁護士になるまで

ウィリアム・カансラー、愛称「ビル」<sup>(5)</sup> は、1919年7月7日にニューヨークでユダヤ系のドイツ移民の子孫の中流家庭に生まれる（父親モンロー・ブラッドフォード・カансラー Monroe Bradford Kunstler と母方の祖父は医者で一緒に開業していた。母親フランシス・マンデルbaum・カансラー Frances Mandelbaum Kunstler は専業主婦であった）<sup>(6)</sup>。弟妹は、3歳下の弟マイケルと、6歳違いの妹マリーがいた。弟のマイケルのことをカансラーは自らと比較して模範的な子供であったとしている。子供のこ

---

けだった」。「あとになって白人男性のことがわかつてきたころ、われわれのような初犯の押込みの場合、ふつう刑期は二年であることを私は何度も考えた。われわれの犯罪の場合には、ふつうではすまなかつたわけだ」（マルコムX（浜本武雄訳）『マルコムX自伝』（1993年、河出書房新社）200-203頁。文庫版『マルコムX自伝』（2002年、中公文庫）281-284頁。）。

カансラーは、白人男性の場合には2年が相場の刑期を黒人であるマルコムXには10年の刑を宣告した裁判官役を演じている。

スパイク・リーは『マルコムX自伝』について「私が読んだ本の中で最も重要な本である。この本は私の思考を変え、そして行動様式も変えた。この本は、私が気がつかなかつた私の内にある勇気を与えてくれた。（この本によって）人生がよりよい方向に変えられた何百、何千という人々の中の、私もその一人である。」と記している（The Autobiography of Malcolm X.Ballantine Books.1992.の表紙より）。このように、マルコムXの影響を受けたスパイク・リーが、俳優として起用した弁護士ウィリアム・カансラーを私は意識するようになった。

マルコムXは、1950年代にカансラーのラジオのトーク番組に出演したりしており、1964年に暗殺されるまでカансラーとは交流があった。カансラーはマルコムXの暗殺について「確かにFBIはこの恐ろしい日に実際には引き金を引いたわけではない。しかしわばFBIは銃を運び暗殺者達の手にそれを委ねたのである」と述べている。また1995年にはマルコムXの娘がファラカン師殺人予備罪で起訴された時にも弁護活動を行っている。これがカансラーの最後の著名な事件であった。この事件は、マルコムXの娘が暗殺を依頼した相手がFBIの通謀者でその後訴追は取り下げられた（カансラー『自伝』383頁以下）。

(4) ランガム『カансラー評伝』2頁。

(5) 「ウィリアム」よりも「ビル・カансラー」の呼び方がアメリカでは通用しているようである。

(6) あからさまではなかったが両親が黒人に対する差別意識を持っていたことについて、カансラーは残念であったと記している（カансラー『自伝』56頁）。

ろ、弟マイケルは喧嘩もよくするライバルであったが、成人後弟マイケルも弁護士になりカンスラーと一緒に弁護士事務所「カンスラー&カンスラー」を開設した<sup>(7)</sup>。

1937年、18歳のカンスラーはイエール大学に進学する。当初、父や祖父のように医者になることも考えたが、カンスラーは文学への興味からフランス語を専攻している。彼はこの当時のイエール大学の雰囲気を「学生の多くは白人のプロテスタントで、またその多くは反ユダヤ主義をあからさまにしていた。部屋にナチの旗が飾られていた」と振り返っている。

1941年6月、カンスラーはイエール大学を卒業する。この時期は太平洋戦争の勃発前で、こうした社会情勢からカンスラーは自分自身も早晚徴兵されるだろうと予想していた。ただ徴兵されるのを黙って待っているとかえって神経質になるという理由から、カンスラーは自ら軍隊に志願している。当初海軍を志願したが健康診断で二度落とされ、1941年9月5日、陸軍に入隊した。カンスラーはしばらくの間合州国本土で情報部門の軍務についていた。

また軍務に就いていた1943年1月14日、カンスラーは、ナチスドイツからの亡命一家で、家族ぐるみの付き合いがあったロット・ローゼンバーグ Lotte Rosenberger と結婚する（ロットとは1970年代の中頃に離婚している）。この時、カンスラー23歳、ロットは17歳であった。ロットとの間に二人の娘をもうけている（長女は1943年、次女は1949年に誕生）。

1944年春。カンスラーはオランダ領ニューギニアに派遣され、その後、マッカーサー元帥のフィリピン・レイテ島上陸作戦に参加した。カンスラーは彼が乗り込んでいた軍艦が神風特攻隊の攻撃を受けるという経験をこの時している。

カンスラーはレイテ島で六ヶ月間、その後マニラに送られ終戦後は日本にも駐留し、しばらくして陸軍少佐の階級で退役した。1945年12月、カンスラーは帰国する。

---

(7) カンスラー『自伝』59頁。

以上がカンスラーの軍隊時代のごく大ざっぱな流れであるが、カンスラーは自らの戦争体験を次のように述懐しており興味深い。

アメリカ軍兵士の「訓練用映画で、日本人は冷血な怪物として描かれていた。当時の私はまだ若く、こうした描写が差別的だったとは知らなかつた。また何が差別で何が差別ではないか、ということも知らなかつた。アメリカ軍の兵士達は、日本人のことを、自分たちアメリカ軍兵士を無慈悲に殺戮する非人間的な怪物である、と教えられていた。日本人を人間だとは考えていなかつた。」<sup>(8)</sup>

戦地での「アメリカ兵の一般的な訓練では、死んだ日本人の頭部を切り取って、それを射撃練習用の攻撃目標に使っていることを知った。兵隊達は切り取った日本兵の頭部を棒に先にのせ、それが吹き飛ぶまで撃っていた。別のアメリカ兵達は、死んだ日本人を焼いて肉を骨から落とし、その骨に彫刻をして装飾品にしていた。この場合、太もも部分の骨が最も人気があった。装飾品にされた人骨は兵士間で売買され、アメリカ兵はこれを買って郵便で母国の自宅に送っていた。これらの行為はマッカーサーが禁止するまで行われていた。」

「戦争は、このような非人間的なものとして私には記憶された。」<sup>(9)</sup>

帰国後、ジャーナリストになるつもりでいたカンスラーは、そのための専攻コースがある大学を探していた。ところが一足先に帰国していた弟のマイケルがコロンビア大学のロースクールに入学したことを知って、どういうわけかカンスラーも同じくコロンビア大学のロースクールに進学する。ナショナル・ロイヤーズ・ギルトにコロンビア大学時代に入会している<sup>(10) (11)</sup>。

(8) カンスラー『自伝』76頁。

(9) カンスラー『自伝』76-77頁。

(10) ランガム『カンスラー評伝』43頁。

(11) ランガムによれば、ナショナル・ロイヤーズ・ギルドは、弁護士の右翼組織で赤狩り時代の非米活動委員会からは「共産党の法的防衛壁」と位置づけられていた組織である。もつともカンスラーは加盟はしていたものの「活動的メンバー」ではなかつたようである（ランガム『カンスラー評伝』43-44頁）。ナショナル・ロイヤーズ・ギルドについては、ナショナ

法曹資格取得後の1948年12月15日、カンスラーはニューヨーク州弁護士会に入会を認められ（29歳）、前述したように弟のマイケルと共に「カンスラー&カンスラー」事務所を開設した<sup>(12)</sup>。

## II 弁護士としての活動

### 1 公民権運動

弁護士業を始めた頃のカンスラーは特に政治的な事件を扱っていたのではなく、50年代は一般的な事件が多かった。ただカンスラーは弁護士業の傍ら、ラジオのトーク番組の司会者を務めたり大学の法学部でも教鞭をとるなど、若い頃から異彩を放っていたといえよう。

そうした時代においても、カンスラーは黒人差別に対するいくつかの事件を担当しているが、彼が本格的に公民権運動にかかわるようになったのは1961年からである。その年の6月15日、カンスラーはアメリカ自由人権協会（あるいは「全米市民的自由連合」）（American Civil Liberties Union）から、ミシシッピー州でのフリーライド（自由のための乗車）運動参加者の権利擁護のためにオブザーバーとなるように要請された。これがカンスラーと公民権運動との出会いである<sup>(13)</sup>。

そして同年の9月29日、全国的に有名になる前のマーティン・ルーサー・キング牧師にも初めて顔を合わせている。この時のキング牧師の印象についてカンスラーは次のように語っている。「キング牧師とは、どのような人物か全く知らなかつたが、初めてあつた時のその若々しい外見に驚いた。最も忘れがたい特徴はその声であった。南部のアクセントで、ソフトで、

ル・ロイヤーズ・ギルド（小田光成・入倉卓志訳）『We Shall Overcome』（1991年、日本評論社）も参照。

(12) のちにアーサー・キノイもカンスラー達の法律事務所に加わる。事務所名は「カンスラー、カンスラー&キノイ」と変わったが、この名前の頭文字をとると「KKK」すなわち白人優越主義の差別的な団体「ケー・クラックス・クラウン」（KKK）と同じになってしまった為、カンスラーとキノイは冗談めかして自分達のことを「ニューKKK」と名乗っていた（カンスラー『自伝』131頁）。

(13) カンスラー『自伝』101頁以下。1917年に「市民的自由」を擁護するため創設されたアメリカ自由人権協会については、自由人権協会編『アメリカ発グローバル時代の人権：アメリカ自由人権協会の挑戦』（2005年、明石書店）参照。同書175頁では、カンスラーについても触れられている。

リッチで、満ち満ちとしていた」。<sup>(14)</sup> もしキング牧師から南部での黒人差別の実態を聞いていなかつたら、「私は、ニューヨークのカنسラー&カ nsラー事務所で、南部の公民権運動のことを気にしつつも離婚やつまらない事件を扱いながら過ごしていただろう」とカ nsラーは述べている。<sup>(15)</sup>

こうしてカ nsラーは公民権運動に深く関わるようになり、合州国南部を飛び回り、逮捕された活動家達の弁護活動に奔走する日々を送ることになった<sup>(16)</sup>。

## 2 シカゴ・セブン<sup>(17)</sup>

1960年代後半から70年代初頭にかけてカ nsラーの仕事の重心はベトナム反戦運動に移っていった。ベトナム反戦運動に関連して彼が弁護を引き受けた中で最も有名な事件は「シカゴ・セブン」である。カ nsラーは、このシカゴ・セブンの裁判を「転機 (turnig point)」と位置付けている。

1968年8月、イリノイ州シカゴで開催された民主党全国大会時に1万人以上の規模でベトナム反戦デモが行われ、警官隊とデモ隊が衝突<sup>(18)</sup>。これに対し、デヴィッド・デリンジャー（平和活動家）、レニー・ディヴィス（反戦運動、学生運動の指導者）、トム・ヘイドン（左翼活動家）、アビー・ホフマン（青年国際党〔YIP、イッピー〕）、ジェリー・ルービン（イッピーの指導者）、ボビー・シール（ブラック・パンサーの委員長）、ジョン・フロインズ（大学助教授）、リー・ワイナー（反戦活動家）の8名が暴動の共謀の罪で逮捕・起訴された。1969年9月に審理が開始された。

---

(14) カ nsラー『自伝』108頁。

(15) カ nsラー『自伝』111頁以下。カ nsラーはキング牧師の顧問弁護士を務めることになる。

(16) 実際、キノイはカ nsラーなど「南部での闘いに従事する民衆の弁護士にとっておそらく最も重要な資質のひとつ、すなわち飛行機に飛び乗り要請のあるところに速やかにかけつける能力に、私はいたく感心した」（キノイ・前掲書『試練に立つ権利』190頁）と述べている。

(17) 当初、被告人は8名であったが、ブラック・パンサー党のボビー・シールに対する裁判が分離されたため、7名になった（この時の様子はフォナー・前掲書『ブラック・パンサー』204頁以下に詳しい）。

(18) D・デリンジャー（吉川勇一訳）『「アメリカ」が知らないアメリカ 反戦非暴力の我が回想』（原題、From Yale to Jail. The Life Story of a Moral Dissenter）（1997年、藤原書店）369頁以下参照。

カンスラーはこの裁判で被告人達の主任弁護士を務めた。この裁判は、被告人達が平和活動家、新左翼系活動家、黒人解放運動家など1960年代のアメリカの世相を反映したもので、全国的に大きく報道され注目を集めた。そしてカンスラーの知名度はこの裁判をきっかけに全国的なものになった。

裁判の顛末は1970年2月に、共謀罪について7名全員が無罪となり、暴動示唆について5名が有罪となった（禁固刑と罰金刑）。しかし上訴審でこの暴動示唆の罪についても無罪となり（1972年11月）、カンスラーも含めて4名が法廷侮辱罪で有罪になったが、禁固刑や罰金刑の判決は下されなかった（1973年11月）。

この時のカンスラーの様子をシカゴ・セブンの一人、平和活動家のデリンジャーは次のように述べている。

「ビルは、延々と引き延ばされた長期間の裁判のあいだのさまざまな出来事を通じて、劇的とも言えるほどの変わりぶりを見せてラディカルになった」<sup>(19)</sup>。

カンスラー自身も、シカゴ・セブンの裁判によって連邦裁判所に対する彼の信頼が根底から覆されたと述べている。

「私は何年もの間、連邦裁判所を信じてきた。しかしシカゴの裁判で私は突然、専制的な裁判官、悪意に満ちた検察官、嘘つきの証人達に出くわしたのである。人生の中でも衝撃的なことであった。人生の最も困難な教訓を私は学んだ。合州国の法制度は、たいていが不正であり、この法制度が憎んだ人々を、あるいは、法制度がおそれるような人々を罰するものである、ということだ」<sup>(20)</sup>。

---

(19) デリンジャー・前掲書『アメリカ』397頁。なお同書の訳注（395頁）ではカンスラーを次のように紹介している。

「『シカゴ陰謀事件』の主任弁護士。ビルはウィリアムの愛称。法廷の合間に14行詩を詠む詩人でもあった。初め公民権運動の人権派弁護士だったが、シカゴ事件とかかわるなかで次第にラディカルになり、『アメリカで権力に最も憎まれた弁護士』と言われた。また、この事件の弁護中の発言で受けた24件の法廷侮辱罪による4年13日の禁固という判決は、アメリカ裁判史上、法廷侮辱罪としては最長の刑期だった。シカゴ事件以後、1973年には、サウスダコタ州でのウーンディド・ニー事件（先住民スー族による聖地ウーンディド・ニーの丘に立てこもって政府と対立した事件）の弁護などを引き受ける。また1993年には世界貿易センター爆破事件も担当」。

(20) カンスラー『自伝』43頁。

南部での公民権裁判では連邦裁判所は差別を排除する判決を出していたので、カンスラーは連邦裁判所に対しては一定の信頼を置いていたのだが、連邦裁判所も、より政治的な裁判になると、一転、その正体を現すことに気がついた。

そしてカンスラーは「シカゴで私は再生した。私は自分の居場所を見つけた。その後の人生で何がしたかったのかが分かったのだ」<sup>(21)</sup>とシカゴ裁判から得た教訓の重要性を振り返っている。

公民権運動の弁護士として活動してきたそれまでのカンスラーを「進歩的」と評し得るならばその「進歩的」なカンスラーはシカゴ裁判を契機としてその歩みの速度を急速に上げはじめ「急進的」になっていったと言うことができるだろう。

### 3 アティカ（アッティカ Attica）刑務所（ニューヨーク州）

1971年9月9日、ニューヨーク州のアッティカ刑務所で囚人達が待遇改善を求め、囚人2200名のうち1281名が暴動を起こし看守を人質に刑務所内に立て籠った事件である。

この事件でカンスラーは囚人達の要請で現場へ行き、囚人達とニューヨーク州当局との交渉の仲介者として活動することになった。しかしこの人質立て籠り事件は9月13日、交渉を突如として打ち切る様の形で軍隊や警察の攻撃によって鎮圧された。看守10名を含む39名の死者と多数の負傷者がでた。

政府の暴力によって自分の目の前で多くの人が虐殺されたことにカンスラーは大きな衝撃を受け「アッティカは私の人生の中で最も重要な事件の一つであ」ったとし、次のように述べる。

「私は虐殺を許可した役人達を憎んだ。私がアッティカで見たこと聞いたことが、シカゴでの私の経験に付け加わった。シカゴの裁判では、政府は

---

(21) カンスラー『自伝』43頁。もう一つ、このシカゴ裁判の結果で重要なことのひとつとして、裁判期間の20週間、毎晩のように全国放送のテレビに出ることになったため、カンスラーの名前と顔が全国に知れ渡ったことも指摘されている（ランガム『カンスラー評伝』128頁）。

汚く腐敗し、そして異議を唱える者をいかなる手段を使ってでも妨害する、ということを学んだ。アッティカでは、政府というものは、メンツを保つために、現状を守ろうとするためには看守達さえ見殺しにするということが分かった」<sup>(22)</sup>。

そして「アメリカ合州国では多くの善は暴力から生まれた。奴隸制度や黒人の不公平な公民権の終焉などである。私は、宗教上や哲学上、どのような種類の意味でも平和主義者ではないし、時には「暴力は必要である」というラップ・ブラウン Rap Brown に同意する」<sup>(23)</sup>と表明するまでに至った。

彼は、その後裁判にかけられたアッティカ刑務所の囚人達の弁護人としても活動した。

#### 4 ラディカルな運動との関わり

キング牧師に代表されるような非暴力の公民権運動に飽きたらないグループ、またベトナム反戦運動の中からも暴力も辞さない反体制グループの出てきたのは時代の必然であったといえよう。黒人グループではブラックパンサー<sup>(24)</sup>が、アメリカ先住民では「AIM（アメリカインディアン運動）」などがその代表的な組織として挙げられる。1970年代にはカンスラーはこうしたラディカルなグループの弁護も行うようになる。

例えばアメリカ・インディアン運動（AIM）<sup>(25)</sup>のデニス・バンクスなどアメリカ先住民活動家達の弁護活動を行っている（1973年から74年）<sup>(26)</sup>。

(22) カンスラー『自伝』231頁。

(23) カンスラー『自伝』227頁。ラップ・ブラウンは、マルコムXの影響を受けた、学生非暴力調整委員会(SNCC)の元議長で、スピーチの中で「暴力は必要である。アメリカにとって暴力とはチェリー・パイのようなものである」と述べ多くの白人達を驚愕させた人物である。1967年に会って以来ずっと、カンスラーはラップ・ブラウンと親しい友人としてつき合っていた（カンスラー『自伝』175-183頁）。

(24) フォナー・前掲書『新装版 ブラックパンサー』201頁以下。

(25) AIMの誕生については、清水知久『増補 米国先住民の歴史』（1996年、明石書店）178頁以下参照。

(26) 清水・前掲書『増補 米国先住民の歴史』196頁以下。この時の裁判の模様はデニス・バンクスを取り上げた、森田ゆり『聖なる魂』（1989年、朝日新聞社）192頁以下に詳しい参照。同書では、デニス・バンクスとカンスラーの密接な関係を示すように、随所にカンスラーの名前が出てくる。

1973年2月27日にアメリカ先住民達が、彼らの聖地であるサウスダコタ州のウンデッド・ニーを占拠し、軍隊やFBIと71日間にわたって対立した事件でも<sup>(27)</sup>、先住民達を支援し弁護活動も行っている。

またカンスラーはFBIから追われたデニス・バンクスが約10年の「亡命」生活を経た後の1984年に「投降」する際にも弁護士としてデニス・バンクスに付き添っている<sup>(28)</sup>。

## 5 セントラルパーク・ジョガー・レイプ事件

アメリカ合州国における「黒人と裁判」。

カンスラーの弁護士としての問題意識の発端であろうし、かつ、生涯、彼が問い合わせてきた問題である。次の言葉にカンスラーの考えがよく現れている。

「アメリカ合州国の法廷で黒人が正義を得ることはほとんどない。だから私にとって被告人が黒人である裁判は政治的なものである。もちろん、黒人が被告人になっている裁判の全てを引き受けることはできない。だから私は無罪判決の可能性がほとんど無いような、極めて困難な事件を選んできた」<sup>(29)</sup>。

このように考えるカンスラーは、世間では問題が特に「政治的」は見なされていなかった事件であっても、黒人が被告人となった多くの刑事裁判の弁護人を務めている。

その中でも際立って特異な裁判がアメリカ合州国で「最も有名な強姦事件」と言われている、1989年ニューヨークで起きた「セントラルパーク・ジョガー・レイプ事件」である。未成年者であるにもかかわらず、弁護士や保護者との面会も認められずに自白を強要されていた。カンスラーはこのレイプ事件の被告人の一人、15歳のヨーゼフ・サラームの弁護人となつた。ところが、これまでカンスラーの「味方」側であったはずの憲法的権

(27) この経緯はデニス・バンクスの森田・前掲書『聖なる魂』156頁以下で詳細に語られている。

(28) 森田・前掲書『聖なる魂』258頁以下。

(29) カンスラー『自伝』285頁以下。

利センターの女性スタッフをはじめとして、多くの女性からは何年もの間「性差別主義者のブタ」と呼ばれることになった<sup>(30)</sup>。

このようにカンスラーの「理解者」であった者達からの囂々たる非難をも意に介さずカンスラーはヨーゼフのために弁護活動をするが、結果はヨーゼフも含めた少年達は成年として有罪になってしまう（1989年）。

カンスラーは言う。「私はこの裁判の判決に驚きはしない。裁判所の役割とは社会の秩序を維持することだからである。ヨーゼフ、そしてできるだけ多くの黒人を刑務所に入れておくことが司法制度の役割の一環なのだ」<sup>(31)</sup>と。

この有名な「セントラルパーク・ジョガー・レイプ」事件には重要な「後日談」がある。朝日新聞2002年12月6日夕刊22面の記事を引用する。

「ニューヨークのセントラルパークで89年、ジョギング中の女性を襲ってレイプし、瀕死の重傷を負わせたとして有罪判決を受けた5人の黒人少年（当時）が、実際は犯罪に無関係だったことが確実になり、ニューヨークの検察当局は5日、5人の起訴そのものの取り下げを求める書面を同州最高裁に提出した。

州最高裁は来年2月に起訴取り下げや判決抹消について判断を下すが、5人の無実確定は確実視されている。5人はすでに、それぞれ7年から12年の有期刑を終えている。

事件は「市民の憩いの場で白人工elite銀行員を黒人の不良少年らが襲った凶悪犯罪」としてセンセーショナルに報道された。同州の死刑復活論も噴出した。検察当局の決定に米メディアは一転して「偏見に基づく歴史的な冤罪」と大きく報道している。

検察当局によれば、他のレイプ犯罪で逮捕された男が今年1月にセントラルパーク事件の犯行を告白したのがきっかけ。DNA検査で男の犯行が裏付けられた。このため検察は当時の操作を再検証。結果をこの日、州最高裁に提出した。」

そして「州最高裁は19日、有罪判決を受けた5人の少年（当時）が無罪だったことを認めた。（以下略）」<sup>(32)</sup>（2002年12月21日の朝日新聞朝刊7面）

(30) カンスラー『自伝』304頁。

(31) カンスラー『自伝』305頁。この裁判中にカンスラーは裁判官に向かって「おまえは法廷にいるべきではない。おまえがそこに座っているのは恥すべきことだ」と述べ、法廷侮辱罪で250ドルの罰金もしくは30日間の禁固刑を言い渡されている（ランガム『カンスラー評伝』314頁）。

との報が続いた。

カンスラー没後7年目のニュースである。

黒人が被告人となった場合のアメリカ合州国の刑事裁判に対するカンスラーの先の見解と、この日本の新聞記事を読み比べると偶然に過ぎないという見方もありうるだろう。しかしそうではあるまい。このセントラルパーク・ジョガー・レイプ事件が冤罪であったという事実は、カンスラーがアメリカ合州国の刑事裁判に潜む人種差別を喝破する慧眼と稀にみるタフな精神力と信念、行動力を有する弁護士であったこと示す好例といえるだろう。

### 結び

ここではカンスラーの仕事の断片をいくつかかいつまんで文字通り粗描してきた。したがってカンスラーの像を首尾良く紹介できたとは思えないが、最後にカンスラーが社会からどのように見られているかを語っている部分を引用して、「カンスラー論」本論への橋渡し、としたい。

「裁判を受ける前から被告人を憎んでいるような人々が私を嫌い軽蔑していることは知っている。そして私は、社会から疎外された人々、肌の色や宗教や政治的信条を理由として忌み嫌われている人々、政府と闘っている人々の弁護をしてきた。これらは私が望む依頼人である。私の役割は、社会の寵愛を受けるような人々を弁護することではない。社会が殲滅したいと思っている、忌々しいと考えているような人々を弁護することである。」

「私も身の安全と経済的な利益の必要性は理解できる。でも、どういうわけか私は火中に身を投じてしまったのだ」<sup>(33)</sup>。

---

(32) 「セントラルパーク・ジョガー・レイプ」事件での取り調べの様子については伊藤和子『誤判を生まない裁判員制度への課題』(2006年、現代人文社) 31頁以下も参照。

(33) カンスラー『自伝』313頁以下。こうした文脈で仮に現在日本で「カンスラー」的役割を担っている弁護士がいるとすれば、それはマスコミや社会から袋叩きに遭っている刑事事件の「犯人」とされた者を弁護する弁護士達、被告人への死刑宣告をなんとか回避させようとする手段を駆使して奮闘努力している弁護士達、刑務所内の受刑者の人権を擁護しようとする弁護士達等ではないかと私は考えている。